

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東17 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月8日

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増井 敏 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増井 敏 樹

【発行登録の対象とした
売上有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1,624百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年2月21日
効力発生日	平成25年3月1日
有効期限	平成27年2月28日
発行登録番号	25 - 関東17
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 25,000百万円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	減額による 訂正年月日	減額金額（円）
該当事項はありません				
実績合計額（円）		0円	減額総額（円）	0円

【残額】
（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 25,000百万円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による 訂正年月日	減額金額（円）
該当事項はありません						

実績合計額(円)	該当事項は ありません	償還総額(円)	該当事項は ありません	減額総額(円)	該当事項は ありません
----------	----------------	---------	----------------	---------	----------------

【残高】 該当事項はありません。
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	東海東京フィナンシャル・ホールディングス 2016年3月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (新日鐵住金) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	1,624百万円(注2)	売出価額の総額	1,624百万円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円(注3)
償還期限	2016年3月24日(ロンドン時間)(注4)		
利率	() 2013年3月25日(当日を含む。)から2013年6月24日(当日を含まない。)まで 額面金額に対して年9.85% () 2013年6月24日(当日を含む。)から満期償還日または(場合により)期限前償還が行われる日(いずれも当日を含まない。)までの期間については、下記のとおり決定される。 (イ) 関連する利率決定日の評価価格が利率決定価格以上である場合、年9.85% (ロ) 関連する利率決定日の評価価格が利率決定価格未満である場合、年0.50% (注5)(注6)		
売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称	東海東京証券株式会社 (以下「売出人」という。) 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
摘要	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社(以下「発行会社」という。)のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)については、2012年3月22日、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)により「BBB」の格付が付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、本プログラムおよび下記(注7)に記載の代理人契約に基づき、2013年3月22日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、1,624百万円である。

(注3) 本社債の満期償還は、「ノックイン事由」が発生していない場合または「ノックイン事由」が発生し、かつ「最終評価日」の「評価価格」が「行使価格」と等しいかまたはこれを上回っている場合には金銭の支払によってなされ、「ノックイン事由」が発生し、かつ「最終評価日」の「評価価格」が「行使価格」未満であった場合には「対象株式」および(もしあれば)「残余現金額」の受渡によってなされる。本(注3)に使用されている用語は下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(2) 満期における償還」に定義されている。

本社債の償還が金銭の支払によってなされるか対象株式および残余現金額の受渡によってなされるかは、対象株式の相場(かかる相場には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに堪え得る場合に限り、本社債への投資を行うべきである。なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、リスク要因」を参照のこと。また、対象株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報、第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。

- (注4) 満期償還日前のその他の早期償還については、下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2 . 償還および買入れ、(1) 期限前償還」、「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2 . 償還および買入れ、(3) 税制上の理由による早期償還」および「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、8 . 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注5) 満期償還日は下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、1 . 利息」に、利率決定日および利率決定価格は、それぞれ下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2 . 償還および買入れ、(2) 満期における償還」に定義されている。
- (注6) 本社債の付利は2013年3月25日に開始する。発行日である2013年3月22日から同年3月24日までの期間については利息は発生しない。
- (注7) 本社債は、代理人契約（以下に定義される。）に従い発行会社が発行する社債券のシリーズ（以下に定義される。）の1つである。

本書における「社債券」とは、本社債を指すものとし、以下を意味する。

- (a) 包括形式により表章される社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、額面金額100万円の単位
- (b) 包括社債券
- (c) 包括社債券との交換により発行される確定社債券

本社債および利札（以下に定義される。）は、発行会社、発行兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店（以下「発行・主支払代理人」といい、承継者たる発行・主支払代理人を含む。）ならびに代理人契約において指名されるその他の支払代理人（発行・主支払代理人とともに、以下「支払代理人」といい、追加のまたはその承継者たる支払代理人を含む。）間で2011年4月27日付で締結された代理人契約（随時修正、補足および/または訂正されたものを含み、以下「代理人契約」という。）の利益を享受する。

確定社債券には、発行時に利札（以下「利札」という。）が付される。包括社債券には、発行時に利札が付されない。

「本社債権者」または社債券に関する「所持人」とは、本社債の所持人を意味する。本書における「利札所持人」とは、利札の所持人を意味する。

本社債権者は、2011年4月27日付で発行会社により発行された改訂約款（以下「約款」という。）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌバイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して、共通預託機関により保管されている。

- (注8) 本プログラムについては、2012年3月22日、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）によりBBBの格付が付与されており、本発行登録追補書類提出日（2013年3月8日）現在、かかる格付の変更はされていない。当該プログラムに対する格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではない。

JCRは、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される現実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の現実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該現実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の現実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当たり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本プログラムに付与する格付につき、JCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「格付一覧・金融法人」（http://www.jcr.co.jp/rat_fina/rat_list.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03 - 3544 - 7013

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2013年3月11日から 2013年3月22日まで
申込単位	100万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店および出張所ならびに下記(注1)記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所および事務所	受渡期日	2013年3月25日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

- (注1) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商

品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注2）本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対し、もしくは米国人のために、本社債の募集または売出しを行ってはならない。本（注2）において使用される用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

（注3）本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内もしくはその属領内において、または合衆国人に対し、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本（注3）において使用される用語は、1986年合衆国内国歳入法（以下「歳入法」という。）およびそれに基づく規則により定義された意味を有する。

3【売出社債に関するその他の条件等】

リスク要因

本社債への投資を予定する投資家は、本社債への投資をすることが適当か否か判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。かかるリスクに堪え、かつ、そのリスクを評価し得る投資家のみが、本社債の投資に適している。

対象株式による償還のリスク

本社債の満期における償還は、ロックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格未満であった場合には、原則として、額面金額につき現物決済額および残余現金額（もしあれば）によりなされる（下記「社債の要項の概要、2．償還および買入れ、(2) 満期における償還」参照）。この場合、現物決済額および残余現金額（もしあれば）の価値は、投資元本を大きく割り込む可能性がある。

発行会社および対象会社の信用リスク

本社債の利息および償還金額の支払は発行会社の義務である。したがって、発行会社の財政状態の悪化等により発行会社が本社債の利息または償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがある。また、本社債の償還は対象株式の交付により行われる場合があるため、対象会社（下記「社債の要項の概要、2．償還および買入れ、(2) 満期における償還」に定義される。）の信用低下により、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがある。

利率変動リスク

2013年9月24日以降の各変動利払期日（下記「社債の要項の概要、1．利息」に定義される。）に支払われる利息については、対象会社の株価の変動により、本社債権者は少ない方の利息しか受取ることができなくなる可能性がある。

償還前の価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、対象会社の株価、対象会社の株価の予想変動率（ボラティリティー）および円金利の変動、発行会社の経営成績・財政状態の変化や発行会社および対象会社に関する外部評価の変化（例

例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、本社債を償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがある。

（償還前の価格に影響する要因）

償還前の本社債の価値および売買価格は、様々な要因に影響される。また、かかる要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。

）対象会社の株価

一般的に、対象会社の株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、対象会社の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は対象会社の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

）対象会社の株価の予想変動率（ボラティリティー）

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表す。一般的に対象会社の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の低下は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは対象会社の株価水準や本社債の満期償還日までの期間によって変動する。

）円金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値は減少する。円金利が低下すると本社債の価値は増加する。ただし、かかる影響の度合いは、対象会社の株価水準や本社債の満期償還日までの期間により変化する。

）発行会社および対象会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社および対象会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社および対象会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると本社債の価値が増加する可能性がある。

期限前償還リスクおよび再投資リスク

本社債は、対象会社の株価の動向により、2013年9月24日以降の各利払期日（下記「社債の要項の概要、1．利息」に定義される。）において期限前償還される可能性がある。期限前償還された場合、その際に期限前償還された償還額を再投資した場合に、期限前償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人（下記「社債の要項の概要、2．償還および買入れ、（2）満期における償還」に定義される。）および日本国における売出しに係る売出人は、本書に基づいて売出された本社債を買い取る義務を負わない。また、発行会社および売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、償還される日より前の本社債の売却価格は、対象会社の株価、発行会社の財政状態、一般市場状

況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

配当

本社債については、利息が付されており、その償還が対象株式の交付によりなされた場合においても、その交付前に対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には、以下の条件に従って利息が付される。

- () 2013年3月25日（当日を含む。）（以下「利息起算日」という。）から2013年6月24日（当日を含まない。）までの期間については、年9.85%の利率で利息が付され、2013年6月24日に、額面金額100万円の本社債につき24,351円が支払われる。
- () 2013年6月24日（当日を含む。）から2016年3月24日（以下「満期償還日」という。）または（場合により）期限前償還が（下記「2. 償還および買入れ、（1）期限前償還」に記載のとおり）行われる利払期日（以下に定義される。）（いずれも当日を含まない。）までの期間中は、利息は、2013年9月24日を初回とする、毎年3月24日、6月24日、9月24日および12月24日（以下「変動利払期日」といい、2013年6月24日と併せて、以下「利払期日」という。）に、直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下「変動利息期間」という。）に関し、下記のとおり決定される利率に従い、下記の金額が支払われる。
 - (イ) 当該利払期日に関連する利率決定日の評価価格が利率決定価格以上である場合、年9.85%の利率により計算され、額面金額100万円の本社債につき24,625円
 - (ロ) 当該利払期日に関連する利率決定日の評価価格が利率決定価格未満である場合、年0.50%の利率により計算され、額面金額100万円の本社債につき1,250円

利払期日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払期日は翌営業日まで延期される。翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払期日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。本書において、別途規定しない限り、「営業日」とは、本社債に関し、東京およびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日をいう。

各本社債はその償還日以降は利息を生じさせない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に保留または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、以下のうちいずれか早い方の日まで利息は発生し続ける。

- (a) 当該本社債に関するすべての未払金の支払が完了した日
- (b) 当該本社債に関して支払われるべき金銭の全額が発行・主支払代理人により受領され、その旨の通知

が下記「10. 公告」に従って本社債権者に対してなされた日から5日後の日

2. 償還および買入れ

(1) 期限前償還

計算代理人の決定するところにより、各期限前償還判定日（以下に定義される。）において期限前償還判定日株価（以下に定義される。）が期限前償還判定価格（以下に定義される。）と等しいかまたはこれを上回る場合には、本社債は関連する期限前償還日（以下に定義される。）において、そのすべて（一部は不可）が期限前償還金額（以下に定義される。）で期限前償還される。かかる場合、計算代理人は、実行可能な限り速やかに、発行・主支払代理人にかかる期限前償還を通知し、発行・主支払代理人は本社債権者にそれを通知するものとする。

「期限前償還判定日」とは、各期限前償還日の7取引予定日（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）前の日として計算代理人が本書の規定に従い決定する日をいう。計算代理人がその単独の裁量において、期限前償還判定日が取引所営業日（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）でないとして決定した場合およびかかる日において市場混乱事由（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）が発生または継続していると決定する場合は、期限前償還判定日は、(1) 市場混乱事由が発生または継続していない直後の取引所営業日、または(2) 当初予定されていた期限前償還判定日の2取引予定日後の日（当該日が取引所営業日であるかどうか、および当該日に市場混乱事由が発生または継続しているかどうかを問わない。）のいずれか早い日をいう。当初予定されていた期限前償還判定日の2取引予定日後の日が期限前償還判定日となった場合で、当該日に市場混乱事由が発生もしくは継続しているかまたは当該日が取引所営業日でない場合には、期限前償還判定日株価は計算代理人により、遅くとも関連する期限前償還日の1営業日前までに、その単独かつ完全なる裁量により誠実に、かつ商業的に合理的な方法で決定される。

「期限前償還判定日株価」とは、各期限前償還判定日において、本取引所（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）の対象株式の公式な始値として計算代理人が本書の規定に従い決定するものをいう。

「期限前償還金額」とは、額面金額をいう。

「期限前償還日」とは、2013年9月24日（当日を含む。）から2015年12月24日（当日を含む。）までの毎年3月24日、6月24日、9月24日および12月24日をいう。ただし、期限前償還日が営業日ではない場合、かかる期限前償還日は翌営業日まで延期される。ただし、延期した期限前償還日が翌暦月となる場合は、直前の営業日とする。

「期限前償還判定価格」とは、基準価格（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）の105.00%をいう（ただし、1円未満を四捨五入）。

(2) 満期における償還

(イ) 満期償還

(a) 本社債が期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により満期償還日に、最終評価日において計算代理人によって決定される以下の評価価格および行使価格の決定に従って償還される。

() ノックイン事由が発生していない場合、各本社債は額面金額で現金で償還される。

() ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格と等しいかまたはこれを上回っている場合、各本社債は額面金額で現金で償還される。

() ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は100万円の額面金額につき現物決済額の交付および残余現金額（もしあれば）の支払により償還される。現物決済額は、満期償還日に、受渡代理人（以下に定義される。）が発行会社に代わって交付する。ただし、下記規定に服する。

(b) 上記(イ)(a)()に該当する場合、受渡代理人は、下記(イ)(d)に記載のとおりユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対して、受渡通知（以下に定義される。）が交付された場合に限り、発行会社に代わり、本社債権者に対し、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の振替制度を通じ、満期償還日または（満期償還日が営業日もしくはJASDEC営業日（以下に定義される。）に該当しない場合）JASDEC営業日である翌営業日に、対象株式を交付する。受渡代理人がその独自の完全な裁量により、受渡混乱事由（以下に定義される。）が満期償還日に発生していると決定した場合、対象株式の交付は、満期償還日直後の受渡混乱事由のない日まで延期される（ただし、満期償還日後の8 JASDEC営業日間のいずれかの日に受渡混乱事由が発生しない場合に限る。）。満期償還日後の8 JASDEC営業日間のすべての日において受渡混乱事由が発生している場合には、() 発行会社または発行会社のために行為する受渡代理人は、その独自の完全な裁量により、当該8 JASDEC営業日目の日に、対象株式を商業的に合理的な他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに() (x) 交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本社債権者に対し対象株式を発行会社に代わり交付し、または (y) 交付できないと決定した場合、本社債に関する対象株式の交付に代えて、発行会社は、計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する、受渡代理人が計算代理人に上記()に基づきかかる決定を通知した日現在の(イ)(a)()に基づき交付される対象株式の公正な市場価額に残余現金額を加えた額に等しい額から関連するヘッジ契約の解除または変更につき発行会社が負担した費用を差し引いた額を、本社債権者に対しその保有する本社債の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより本社債のすべてを償還する。かかる現金償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。本項の規定に従い対象株式が交付される日を以下「交付期日」という。

当該交付期日が満期償還日後に到来する場合または本(イ)(b)に基づく本社債の償還の場合、本社債

権者は本社債につき利息その他を問わず追加の支払を受けることはできず、それらに関し発行会社にいかなる債務も発生しない。

(c) 対象株式の非流動性

上記(イ)(a)()または(イ)(b)の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終評価日において、その独自の完全な裁量により、対象株式の市場が流動性に乏しいため上記(イ)(a)()に従い発行会社に代わり受渡代理人が交付期日に本社債権者に対し必要な数の対象株式を交付することができないと決定した場合、発行会社は、本社債に関する対象株式の交付に代えて、計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する、かかる非流動性を考慮に入れた最終評価日現在の(イ)(a)()に基づき交付されるべき対象株式の公正な経済価値に残余現金額を加えた額に等しい額を、本社債権者に対しその保有する本社債の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより満期償還日に本社債のすべてを償還する。下記「10. 公告」に基づき、関係事項の通知が本社債権者に対し事前になされるものとする。

(d) 現物償還

() 上記(イ)(a)()に基づき現物決済額の交付および残余現金額の支払により償還される場合、発行会社に代わり計算代理人が最終評価日またはその直後に発行・主支払代理人ならびにユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグにその旨の通知を行うことを条件として、各本社債権者は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグまたはJASDECに開設した現物決済額の交付および残余現金額の支払による償還を受けるための証券取引口座および預金口座の詳細を指定する取消不能な通知(以下「受渡通知」という。)を、満期償還日の2営業日前(以下「受渡通知日」という。)以前(または発行会社に代わり受渡代理人ならびにユーロクリアおよび/もしくは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグが本社債に基づく義務の履行にあたって必要であると計算代理人がその単独の裁量で決定する、より早い日(ただし、計算代理人は受渡代理人、発行会社および本社債権者にかかる日を通知する。))にユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該決済機構のその時点で適用される操作手順および一般的な通信手段に従い送付する。

() 疑義を避けるために付言すれば、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグが受渡通知日(該当する場合はそれ以前)に本社債権者から受渡通知を受領しない場合、または理由の如何を問わずユーロクリアおよび/もしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが、発行会社または受渡代理人による本社債権者への通知を(その時点で適用される操作手順および一般的な通信手段に従っているかを問わず)発信しなかった、もしくは該当する期間以内に発信していなかった場合、発行会社は、発行会社もしくは受渡代理人に起因する交付期日における現物決済額の交付もしくはその手配、または満期償還日における残余現金額の支払もしくはその手配の遅滞または不履行につき、本社債権者に補償または補填する義務を負わない。前文および下

記()の規定に反しない限りで、満期償還日後10営業日目またはそれ以前にユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが本社債権者から受渡通知を受領しなかった場合、その日から合理的な範囲で可及的速やかに、発行会社に代わり計算代理人が誠実に決定する日における現物決済額および/または残余現金額の公正な市場価額と等しい、計算代理人がその単独かつ完全な裁量で決定し速やかに書面にて発行会社、発行・主支払代理人、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグに通知する金額(かかる当事者はかかる金額を本社債権者に通知するものとする。)を、発行会社は当該本社債権者に支払うことができ(ただし、それを義務として負うことはない。)、それにより本社債に基づく義務を履行することができる。

- () ユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグに送付された受渡通知は取消不能とし、発行会社の書面による承諾なしでは撤回できないものとする。本社債権者は、ユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグに交付された受渡通知に係る本社債の譲渡はできないものとする。
- () 受渡通知は、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグが受渡通知の対象となる本社債に対して相反する事前通知を受領しない場合にのみ有効であるものとする。適切かつ適時な受渡通知の提出がなされない場合、当該受渡通知は無効であるとみなされる。当該受渡通知の提出が適切になされたかどうかの決定は、受渡代理人および発行会社との協議の上、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグによりなされ、当該決定は、発行会社および当該本社債権者に対して最終的な拘束力を有するものとする。受渡通知が適切かつ適時に提出されなかった場合、発行会社または受渡代理人は、当該受渡通知の対象である本社債に対する支払または受渡に応じる義務を負わない。
- () ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグによる有効な受渡通知の受領は、() 当該通知に記載されるユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグまたはJASDECの口座の取消不能な選択および当該本社債権者による合意の書面による確認、ならびに() ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグまたはJASDECにおける口座への現物決済額の交付および残余現金額の支払のために生じた費用、適用される付加価値税もしくは消費税、譲渡税、印紙税、その他税金等を支払う、またはユーロクリア、(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグまたはJASDECに対し当該費用、税金等を補償する当該本社債権者による合意を構成するものとみなされる。
- () ユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグのために保有される包括社債券または包括社債券の券面によって本社債が表章されない場合、発行会社または受渡代理人は、下記「10. 公告」の記載に従い、当該本社債権者に通知がなされるようにするものとし、かかる通知にはJASDECにおける口座が当該本社債権者のために取消不能に指定される手段を記載し、当該

指定は発行会社および本社債権者を拘束する。

- () 当該受渡通知の受領後、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグは、(a) 当該通知に特定される本社債権者が本社債の記載された額面金額の保有者であることを帳簿と照合し（ただし、帳簿との照合によりその人物が本社債権者でないことが判明した場合、当該受渡通知は無効とする。）、ならびに(b) その時点で適用される操作手順に従い、受渡通知の写しを発行会社、受渡代理人またはそれらがあらかじめ指定するその他の者へ送付する。
- () 償還のために同一本社債権者から引渡された複数の本社債の額面金額は、当該本社債に関し交付される対象株式の株数を判断するために、統合されてはならないものとする。
- () 対象株式の交付は、すべての関係法令および慣行に服するものとし、当該関係法令または慣行によって発行会社または受渡代理人が対象株式を本社債権者に交付またはその確保ができない場合、発行会社または受渡代理人はいかなる責任も負わないものとする。いかなる状況においても発行会社または受渡代理人は、ユーロクリアおよび/または（該当する場合）クリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはJASDECによる行為または不履行（本社債権者への対象株式の交付を含むがそれに限定されない本社債に関する義務の履行に関連するもの）の責任を負わない。
- () ユーロクリアおよび/または（該当する場合）クリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはJASDECを通じた対象株式（該当する場合）の本社債権者への交付後、発行会社またはその代理人もしくは名義人が対象株式の保有者として決済機構等に登録され続けている期間（以下「移行期間」という。）中、
 - (1) 発行会社またはその代理人もしくは名義人は、保有者として受領した書簡、証明書、通知書、案内状、配当その他文書または支払を本社債権者またはその後の対象株式の実質保有者に交付する義務を負わない。
 - (2) 発行会社またはその代理人もしくは名義人は、当該本社債権者の書面による事前の承諾なしに当該対象株式に付与される権限（議決権を含む。）を移行期間中に行使しない。ただし、発行会社またはその代理人もしくは名義人は、移行期間中、当該権限を行使する義務を負わないものとする。
 - (3) 発行会社またはその代理人もしくは名義人は、当該本社債権者またはその後の対象株式の実質保有者に対して、発行会社またはその代理人もしくは名義人が対象株式の法的保有者として当該移行期間中に決済機構等に登録されている結果、直接または間接を問わず、当該本社債権者またはその後の対象株式の実質保有者が受けた、または被った損害に関する責任を負わないものとする。
- () 発行会社または受渡代理人は、本社債の保有者もしくはその代理人またはその他の者を当該本社債に関する対象株式の登録保有者として登録し、またはその登録を確保する義務を負わない。
- () 本社債権者に対して交付期日前に、対象株式に係る配当に対する権利は一切生じない。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由

- (a) 対象会社による潜在的調整事由（以下に定義される。）に該当する事項の宣言、公表または決定に基づき、計算代理人は、その独自の完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じる場合には、計算代理人は() かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその独自の完全な裁量により決定するところに従い、対象会社の期限前償還判定日株価、期限前償還判定価格、行使価格、ノックイン価格（以下に定義される。）、利率決定価格、評価価格、確定株式数（以下に定義される。）および上記(イ)(a)()に基づき交付される対象株式の数その他の関連する数値を調整し、かつ() 当該調整の効力発生日を決定する。上記にかかわらず、交付される対象株式の調整された数は常に売買単位（以下に定義される。）の整数倍であるものとする。発行会社は、本社債権者に対し、1 売買単位に満たない対象株式の市場価格総額に等しい現金調整（計算代理人の独自の完全な裁量により決定される。）を日本円で支払う。文脈上別段に解釈される場合を除き、本書における対象株式の交付の記載には当該現金調整の支払を含むものとする。
- (b) 対象会社に関し合併事由（以下に定義される。）が発生した場合には、計算代理人は() その独自の完全なる裁量により、対象株式を、対象会社と事業、財政状態その他の事項が類似している本取引所に上場している他の会社の株式（以下「代替対象株式」といい、当該合併事由により存続会社となる会社の株式を含む。）と代替し、対象会社の行使価格、期限前償還判定日株価、期限前償還判定価格、ノックイン価格、利率決定価格、評価価格、確定株式数および上記(イ)(a)()に基づき交付される代替対象株式の数その他の関連する数値を設定し、かつ() 当該代替の効力発生日を設定する。本(ロ)(b)に基づき対象株式の代替が行われる場合は、本書中の対象株式および対象会社の記載は代替対象株式および代替対象株式の発行会社と読み替えられ、売買単位および現金調整を含む本書に定める規定が代替対象株式に準用される。
- (c) 最終評価日または最終評価日より前の日に対象株式に関し国有化、上場廃止または支払不能事由（それぞれ以下に定義される。）が発生した場合、発行会社は計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する日（ただし、満期償還日よりは前の日とする。）に、() 計算代理人がその単独の裁量により決定する、かかる国有化、上場廃止または支払不能事由（場合による。）を考慮に入れた本社債の公正な経済的価値に等しい額から発行会社が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすための発行会社に対する費用を控除した額を、本社債権者に対してその保有する本社債の金額に応じて日本円で現金で支払うことにより、または() 現物決済額および1 売買単位に満たない対象株式の市場価格総額に等しい現金調整（計算代理人の独自の完全な裁量により決定される。）の交付によって本社債のすべてを償還する。
- (d) 計算代理人は、可及的速やかに、本(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および/または調整の詳細を

発行会社、受渡代理人および発行・主支払代理人に通知する。当該詳細についての本社債権者に対する通知は発行・主支払代理人により下記「10. 公告」に従って行われる。

(八) 定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

- 「営業日」とは、
本「(2) 満期における償還」においては、東京およびロンドンにおいて、銀行が業務を行っている日ならびにユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）が業務を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
- 「計算代理人」とは、
東海東京証券株式会社（その承継者または代理人（もしあれば）を含む。）をいう。計算代理人の決定のために付与され、表明され、作成され、または獲得された、すべての証明書、通信、意見、決定、計算、相場および下された決断は、明白な誤謬がある場合を除き発行会社、発行・主支払代理人、その他の支払代理人および本社債権者を拘束し、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、本書の規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行会社または本社債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。計算代理人によるすべての決定は誠実かつ商業上合理的な方法でなければならず、発行会社、受渡代理人、発行・主支払代理人およびディーラーに可及的速やかに通知されるものとする。
- 「対象会社」とは、
新日鐵住金株式会社（証券コード：5401）をいう。
- 「利率決定価格」とは、
対象株式につき、その基準価格の80.00%をいう（ただし、1円未満を四捨五入）。
- 「ディーラー」とは、
東海東京証券ヨーロッパおよび本プログラムに基づき随時発行会社により指名される追加のディーラーをいう。
- 「上場廃止」とは、
対象株式が本取引所において上場されなくなることをいう。
- 「本取引所」とは、
株式会社東京証券取引所（その承継者を含む。）または譲受人である金融商品取引所をいう。
- 「取引所営業日」とは、
本取引所がその予定終了時刻（以下に定義される。）前に終了するかに関わらず、本取引所が通常の取引セッションの間に取引を行っている取引予定日をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の7取引予定日前の日をいう（現在の暦では2016年3月14日である。ただし、当該日に市場混乱事由が発生していないことを条件とする。）。

計算代理人がその単独の裁量により最終評価日が取引所営業日ではないと決定した場合および最終評価日において市場混乱事由が発生または継続していると決定した場合には、最終評価日は、（1）市場混乱事由が発生または継続していない翌取引所営業日または（2）当初予定されていた最終評価日の2取引予定日後の日（当該日が取引所営業日であるかどうか、および当該日に市場混乱事由が発生または継続しているかどうかを問わない。）のいずれか早い日をいう。最終評価日が当初予定されていた最終評価日の2取引予定日後の日となった場合で、当該日において市場混乱事由が発生もしくは継続しているか、または当該日が取引所営業日でない場合には、評価価格は計算代理人により、少なくとも満期償還日の1営業日前までに、その単独かつ完全なる裁量により誠実に、かつ当該日において商業的に合理的な方法で決定される。

「確定株式数」とは、

以下の計算式に基づき最終評価日において、各本社債100万円の額面につき計算代理人によって計算される株式数をいう（ただし、1株未満を四捨五入）。

$$\frac{\text{額面金額}}{\text{行使価格}}$$

「残余現金額」とは、

以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される金額をいう（ただし、1円未満を四捨五入）。

$$(\text{確定株式数} - \text{現物決済額}) \times \text{最終評価日の評価価格}$$

ただし、上記「(口) 潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由」の条項に従うものとする。

「支払不能事由」とは、

対象会社についての任意もしくは強制的解散、清算、破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、整理もしくは支払不能または対象会社に影響を与える類似の手続により、() 当該対象会社の株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または() 当該対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合をいう。

- 「利率決定日」とは、
変動利払期日または変動利息期間の一部に関して計算される利息支払の期日の7取引予定日前の日をいう（ただし、当該利率決定日に市場混乱事由が発生していないことを条件とする。）。
計算代理人がその単独の裁量において、利率決定日が取引所営業日でないと決定した場合およびかかる日において市場混乱事由が発生または継続していると決定する場合は、利率決定日は、（1）市場混乱事由が発生または継続していない直後の取引所営業日、または（2）当初予定されていた利率決定日の2取引予定日後の日（当該日が取引所営業日であるかどうか、および当該日に市場混乱事由が発生または継続しているかを問わない。）のいずれか早い日をいう。当初予定されていた利率決定日の2取引予定日後の日が利率決定日となった場合で、当該日に市場混乱事由が発生もしくは継続しているかまたは当該日が取引所営業日でない場合には、評価価格は計算代理人により、少なくとも関連ある変動利払期日の1営業日前までに、その単独かつ完全なる裁量により誠実に、かつ商業的に合理的な方法で決定される。
- 「JASDEC営業日」とは、
JASDECが受渡の指示を受け、執行することが可能な日（または受渡混乱事由の定義（ ）に記載された事象の発生がなければ執行可能であった日）をいう。
- 「ロックイン事由」とは、
計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により誠実に、かつ商業的に合理的な方法で、観察期間（以下に定義される。）中に一度でもロックイン事由判定価格（以下に定義される。）がロックイン価格と同額かまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したものとみなされる事由をいう。
- 「ロックイン価格」とは、
対象株式につき、基準価格の60.00%をいう（ただし、1円未満を四捨五入）。
- 「ロックイン事由判定価格」とは、
対象株式につき、計算代理人により決定された観察期間中のいずれかの時間における本取引所により値付けされた対象株式の始値、ザラ場の価格または終値をいう。ただし、特別気配（以下に定義される。）を除くものとする。
- 「市場混乱事由」とは、
計算代理人が独自の完全な裁量により（ ）取引障害（以下に定義される。）、（ ）取引所障害（以下に定義される。）または（ ）早期終了（以下に定義される。）が発生もしくは存在していると決定し、かつ、かかる場合において、計算代理人が当該取引障害、取引所障害および早期終了が重大であると決定した場合の当該取引障害、取引所障害および早期終了の発生または存在をいう。
- 「取引障害」とは、（ ）本取引所における、対象株式の取引、または（ ）対象株式のオプション取引および先物取引が行われている取引所（以下「関係取引所」という。）に上場されている対象株式のオプション取引または先物取引のいずれかが、停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）し、または本取引所が許容する制限を超える株価変動その他を理由として取引を制限することをいう。

「取引所障害」とは、いずれかの日において、() 本取引所において対象株式の取引を執行し、もしくはその時価を取得し、または() 関係取引所において対象株式に関する先物もしくはオプション契約の取引を執行し、もしくはその時価を取得する市場参加者の能力を全般的に阻害し、または毀損すると計算代理人が決定する事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、取引所営業日において予定終了時刻前に本取引所または関係取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、() 当該取引所営業日の本取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と() 当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所または関係取引所になされる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

「合併日」とは、

合併事由に関し、対象株式（公開買付の場合には、買付人により所有または支配されている対象株式を除く。）の全所有者が、対象株式の種類変更その他の変更または対象株式の公開買付が行われる場合に、所有する対象株式を譲渡することに合意した日、もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは当該譲渡が株主総会に承認のために提出された日、もしくはかかる新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日をいう。

「合併事由」とは、

() 発行済の対象株式の全部を譲渡することになる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の組替えその他の変更、() 当該対象会社と他の法人との新設合併、合併もしくは吸収合併（当該対象会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合併を除く。）、もしくは株主の承認を必要とする当該対象会社の資産もしくは事業の全部または実質的に全部の売却もしくは譲渡（当該対象会社を持株会社に再編成し、その子会社がかかる対象会社の資産および事業運営のすべてを継承する場合における当該対象会社の資産または事業の売却または譲渡を除く。）、または() 対象株式の全部（買付人が所有または支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の公開買付のいずれかの事由をいう（ただし、いずれの場合も合併日が最終評価日以前の場合に限る。）。

「国有化」とは、

対象株式の全部または対象会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局または政府団体に強制的に譲渡されることをいう。

「観察期間」とは、

基準価格が決定した日の翌取引所営業日の本取引所における対象株式の相場付けが開始された時点（同時点を含む。）から最終評価日の本取引所における対象株式の始値が決定された時点（同時点を含む。）までの期間をいう。本取引所において最終評価日に対象株式の始値が決定しえなかった場合、観察期間は最終評価日の予定終了時刻で終了するものとする。

「潜在的調整事由」とは、	以下のいずれかの事由をいう。 () 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、合併事由となるものを除く。）、または無償発行、資本組入れ発行もしくは同様の発行による既存の対象株式の株主に対する対象株式の無償交付もしくは配当。 () 対象株式の現存株主に対する（a）対象株式の分配、発行もしくは配当、（b）対象株式の株主に対する支払と同順位もしくは当該支払に比例して、対象会社の株式配当および／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、（c）スピノフその他類似の取引の結果、対象会社により（直接または間接を問わず）取得もしくは所有される他の発行会社の株式資本もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または（d）その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭その他の方法による。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。 () 特別配当。 () 対象会社による対象株式の買戻し（その原資が利益であるか資本であるか、買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない。）。 () 上記（ ）ないし（ ）以外の事由で、計算代理人の意見において、対象株式の理論価値を重大に希薄化または凝縮化する効果を有するその他のあらゆる事由。
「現物決済額」とは、	確定株式数以下の売買単位の最大整数倍の株式数または（文脈により）当該株数の対象株式をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関係取引所および取引予定日につき、通常の取引セッション外の取引は考慮せず、当該取引所の予定された平日の終了時刻をいう。
「取引予定日」とは、	本取引所が通常の取引セッションの間に取引を予定している日をいう。
「受渡代理人」とは、	発行会社と受渡代理人間の受渡代理人契約に基づく受渡代理人としての資格における東海東京証券株式会社をいい、その承継者または（場合により）その代理人を含むものとする。受渡代理人は発行会社の代理人としてのみ行動し、本社債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。
「受渡混乱事由」とは、	() 受渡代理人および／または発行会社が管理できない事由（本社債をヘッジするために発行会社が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および／または発行会社が本社債に関し、本社債権者に対する対象株式の交付を確保できなくするもの、ならびに（ ）受渡代理人および／または発行会社が管理できない事由で、その結果、JASDECまたは当該決済機構が対象株式の譲渡を決済できなくするものをいう。
「対象株式」とは、	対象会社の全額払込済の追加払込義務のない普通株式をいい、上記「（ロ）潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由」記載の調整または代替の条項に服する。

「評価価格」とは、	対象株式に関して、利率決定日または最終評価日においてそれぞれ計算代理人により本書の規定に従い決定された本取引所で値付けされた対象株式の始値をいう。
「特別気配」とは、	本取引所の判断において、気配値がない場合または1つの市場注文を執行するために必要な価格の変動が値幅制限を越えた場合に出される気配値をいう。
「基準価格」とは、	基準価格決定日（以下に定義される。）の本取引所の前場における対象株式の売買高加重平均価格（VWAP）として計算代理人が決定するものをいう（ただし、1円未満を四捨五入）。ただし、その日の前場において市場混乱事由が発生していないことを条件とする。計算代理人がその単独の裁量により当該日の前場において市場混乱事由が発生したと判断した場合には、基準価格は、市場混乱事由が発生していないことを条件として（ ）同日の後場、（ ）翌取引所営業日の前場および（ ）翌取引所営業日の後場のうちいずれか早いときに決定されるものとする。上記に従い基準価格が決定できない場合、計算代理人は、その単独の裁量により誠実に、かつ商業的に合理的な方法で基準価格を決定する。
「基準価格決定日」とは、	2013年3月25日をいう。かかる日が取引所営業日でない場合、基準価格決定日は翌取引所営業日とする。
「行使価格」とは、	基準価格の100.00%に等しい金額の日本円をいう（ただし、必要な場合は1円未満を四捨五入）。
「売買単位」とは、	対象株式1,000株をいう。ただし、対象会社の定款における売買単位の変更に従う。

（3）税制上の理由による早期償還

（a）本社債に基づく次回の支払期日の際に、課税管轄（下記「6．課税」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは改正、または当該法律もしくは規則の適用もしくは公式解釈の変更（ただし、かかる変更または改正は本社債の発行についての協議が調った日以後に発効するものに限る。）の結果、発行会社が下記「6．課税」に規定または記載される追加額の支払義務を負うかまたは負う予定となり、（b）発行会社がなし得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられない場合、発行・主支払代理人および（下記「10．公告」に従って）本社債権者に対して30日以上60日以内の通知（かかる通知は取消不能である。）を行うことにより、本社債の全部（一部は不可）をいずれかの利払期日に発行会社の選択により、償還することができる。ただし、本社債についての支払期日が到来していたとするならば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日より90日以上前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

本社債の要項に基づくすべての償還の通知の公表より前に、発行会社が当該償還を行い、発行会社の上記の償還を行う権利の前提条件を示す事実の表明を公表する権限を与えられている旨が記載された発行会社の2名の取締役により署名された証明書および発行会社がかかる変更または改正の結果として該当する追加額の支払義務を負うかまたは負う予定となる当該事情の発生の旨についての定評のある独立法律顧問による意見書を、発行会社は発行・主支払代理人に対し交付するものとする。

本「(3) 税制上の理由による早期償還」に基づき償還された本社債は、以下に併せて（適用がある場合）記載される早期償還額で、償還日まで（償還日は含まない。）に発生した利息とともに償還される。

本書において、早期償還額とは、裏付けとなる、または関連するヘッジ取引（本社債における発行会社の義務をヘッジするための株式オプションを含むがそれに限らない。）の解約に関する合理的な費用および経費を十分に考慮して調整された、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で当該早期償還の直前の（ただし、かかる事態を招いた状況は無視する。）本社債の公正市場価値として決定する円貨額をいう。

(4) 買入れ

発行会社または発行会社の子会社はいつでも、公開市場またはその他の方法で、いかなる価格でも本社債を買入れることができる。ただし、確定社債券の場合には本社債に添付される期限未到来の利札全部が本社債とともに買入れられる場合に限る。かかる本社債は、所持、再発行、再販売、または発行会社の選択により、消却のための支払代理人に対する引渡が可能である。

(5) 消却

償還されたすべての本社債は（それらに添付されているか、または償還時にそれらとともに引渡されたすべての期限未到来の利札とともに）即座に消却される。そのように消却されたすべての本社債、および上記「(4) 買入れ」に従い（同時に消却されたすべての期限未到来の利札とともに）買入れられ、消却された本社債は発行・主支払代理人に転送され、再発行または再販売することはできない。

3. 支払

(1) 支払方法

支払は、日本円により、現金もしくは支払を受ける者が管理する日本円建ての口座への記帳もしくは送金、または支払を受ける者の選択により、東京都所在の銀行宛での日本円建ての小切手により行われる。支払は、あらゆる場合につき、()いかなる管轄区域においても適用ある財政またはその他の法律および規則（ただし、下記「6. 課税」の規定が妨げられることはない。）ならびに()歳入法の第1471条(b)に記載の協定に基づき要求されるか、もしくは歳入法第1471条から第1474条までに基づき課される、源泉徴収もしくは控除、それらに付随する規則もしくは協定、それらの公式解釈、またはそれらに対する政府間のアプローチを実施するための法律に服する。

(2) 確定社債券および利札の呈示

確定社債券に関する元金の支払は、（以下に従い）上記に規定された方法でなされた確定社債券の呈示および提出に対してのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払は、（以下に従い）前述の利札の呈示および提出に対してのみ行われ、それぞれの支払が合衆国（本書内で使用されるかかる表現は、アメリカ合衆国（合衆

国およびコロンビア特別区、その領土、その所有地ならびにその管轄下にあるその他の地域を含む。)を意味する。) 外の支払代理人の指定事務所にて行われるものとする。

確定様式の本社債が満期を迎え、払戻しが可能となる日付時点で、それに関連する期限未到来の利札は（添付されているいないにかかわらず）無効となり、それに関するすべての支払は行われぬものとする。

確定社債券の償還期日が利払期日と異なる場合、当該社債券に関して前回の利払期日（または場合によっては利息起算日）以降に発生する利息は、当該確定社債券の提出と引換えにおいてのみ支払われるものとする。

(3) 包括社債券に関する支払

包括社債券により表章される本社債の元金および利息の支払は、（以下に従い）確定社債券に関して上記に規定されている方法または当該包括社債券に規定されている方法により、場合によっては合衆国外の支払代理人の指定事務所における当該包括社債券の呈示または提出と引換えに、なされるものとする。包括社債券の呈示または提出と引換えになされる各支払の記録は、元金の支払および利息の支払を区別して行われるものであり、かかる包括社債券が呈示された支払代理人により当該包括社債券上になされるものとし、かかる記録は問題となった支払がなされたという明白な証拠とされる。

(4) 支払に適用される一般規定

包括社債券の所持人は、かかる包括社債券によって表章される本社債に関する支払を受領する権限を持つ唯一の者であり、発行会社は、そのように支払われる各金額について当該包括社債券の所持人に対する支払またはかかる所持人の指示により任務から解かれる。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に当該包括社債券によって表章される本社債の特定の額面金額の実質保有者として表示される者は、当該包括社債券の所持人に対して、またはその指示により発行会社によってなされる各支払における持分について、場合によって、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。

(5) 支払日

本社債または利札に関する金額の支払が行われる日が支払日でない場合、その所持人は、該当する場所における次の支払日まで支払を受ける権利を持たず、かかる遅延に関する追加の利息その他の支払に対する権利も持たない。これらの意味において「支払日」とは、（下記「7. 時効」に基づき、）

(a) 該当する呈示場所

(b) ロンドン

(c) 東京

のすべてにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日をいう。

(6) 元金および利息の解釈

本社債に関する元金についての記載はすべて、規定どおりに、

- (a) 下記「6. 課税」に基づき元金に関して支払われる追加の金額すべて
- (b) 本社債の最終償還額（本社債の満期償還の対価となる額面金額または現物決済額および残余現金額（もしあれば）をいう。）
- (c) 本社債の早期償還額
- (d) 本社債に基づき、または本社債に関して、発行会社により支払われるプレミアムおよびその他の金額（利息を除く。）

を含むとみなされるものとする。

本社債に関する利息についての記載はすべて、規定どおりに、下記「6. 課税」に基づき利息に関して支払われる追加の金額すべてを含むとみなされるものとする。

(7) 支払代理人

当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は、以下に記載するとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店

(Citibank, N.A., London Branch)

ロンドン市 E14 5LB カナダ・スクエア、シティグループ・センター 13階

(13th Floor Citigroup Centre, Canada Square, London E14 5LB)

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加のもしくは別の支払代理人を任命し、および/または支払代理人が業務を行う所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (a) 常に発行・主支払代理人が存在すること。
- (b) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により上場が許可されている限り、関連する証券取引所またはその他の関係当局の規則によって要求される地域に所定の事務所を有する支払代理人が常に存在すること。
- (c) 欧州理事会指令2003/48/ECまたは当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人が欧州連合加盟国内に常に存在すること。
- (d) 発行会社が設立された法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

さらに、本「3. 支払」に規定する状況においては、発行会社はニューヨーク市に所定の事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。いかなる変更、解任、任命または移転も30日以上45日以内の事前通知が下記「10. 公告」に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不

能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。)。

代理人契約に基づく行為において、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対していかなる義務も負わず、またこれらとの代理または信託の関係も引き受けるものではない。代理人契約には、支払代理人が合併、変更もしくは統合されるか、または支払代理人のすべてもしくは実質的にすべての資産が譲渡される事業体が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

4 . 本社債の地位

本社債および関連する利札は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記「5 . 担保設定制限」に服する。）の債務であり、これらの間において同順位であり、発行会社が随時発行しているその他すべての無担保の債務（劣後債務（もしあれば）を除く。）と同順位である（ただし、法律上優先すべき一定の債務を除く。)。

5 . 担保設定制限

本社債または関連する利札が残存している限り、発行会社は、関連債務（以下に定義される。）を担保するために、発行会社またはその主要子会社（以下に定義される。）の現在または将来における業務、事業、資産または収益（未払込資本を含む。）に対して、またはこれらに関して、抵当権、負担、先取特権、質権またはその他の担保権（それぞれを以下「担保権」という。）を設定せず、またその主要子会社にかかる担保権を設定させない。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りでない。

- (a) 本社債および利札に基づき支払われる一切の金額が、担保権により関連債務と同等かつ比例的に担保されること。
- (b) その他の担保権またはその他の取決め（担保権の設定を含むかを問わない。）が、本社債の社債権者集会の特別決議（代理人契約において、投票総数の4分の3以上の多数により適法に可決された決議として定義されている。）による承認に基づいて行われること。

本要項において、

「主要子会社」とは、東海東京証券株式会社またはその承継者をいう。

「関連債務」とは、以下をいう。

- () 満期までの期間が1年を超え、（発行会社の同意を得た上で）当該時点においていずれかの証券取引所、店頭登録市場またはその他の有価証券市場で値付けされ、上場されまたは通常取引が行われるものであり、(A) 当該要項によって支払われるか、もしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を付与するか、または(B) 円貨で表示され、かつその元本総額の50パーセント超が発行会社によりもしくはその授権に基づいて当初日本国外で分配される、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストックもしくはその他の有価証券に係る、またはこれらに関する現在もしくは将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金額であるかを問わない。）

()かかる債務の保証または補償

6. 課税

発行会社により行われる本社債および利札に関する元金および利息の支払はすべて、課税管轄（以下に定義される。）により、または課税管轄のために、現在または将来において課され、または徴収されるあらゆる性質の租税または賦課金を源泉徴収または控除することなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。この場合、発行会社は、本社債権者または利札所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債または（場合により）利札に関して受領したであろう元金および利息のそれぞれの金額と等しくなるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または利札に関しては支払われないものとする。

(a) 支払に関して日本で呈示された場合。

(b) 単に本社債または利札を所持している以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して租税または賦課金を負担する本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により支払に関して呈示された場合。

(c) 発行会社を管理するか、もしくは発行会社に管理されるか、または租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第6条に規定される、発行会社と特殊の関係にある者または事業体（以下「特殊関係者」という。）である本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により支払に関して呈示された場合。

(d) 発行会社もしくは特殊関係者の収益もしくは資産の金額または租税特別措置法第6条に規定される発行会社もしくは特殊関係者に関連する一定のその他の指標に基づき利息が計算される場合。

(e) 当該本社債権者または利札所持人の国籍、居住地、身元、課税管轄との関連または発行会社との関係に関して適用される証明、文書作成、情報提供またはその他の報告要件の不遵守に起因して、当該本社債または利札に関する租税または賦課金を負担する本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により支払に関して呈示された場合。

(f) 関連日（以下に定義される。）から30日を経過した日より後に支払に関して呈示された場合。ただし、本社債権者または利札所持人がかかる30日目の日（かかる日が支払日であったと仮定すれば）に支払に関して当該本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合を除く。

(g) 貯蓄税に関する欧州理事会指令2003 / 48 / ECまたは当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収が課されるか、または控除が要求される場合。

(h) 当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すればかかる源泉徴収ま

たは控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、

- () 「課税管轄」とは、日本国または課税権限を有する日本国の、もしくは日本国における行政区域もしくは当局を意味する。
- () 「関連日」とは、かかる支払期日が最初に到来する日をいう。ただし、発行・主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ下記「10. 公告」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいうものとする。

7. 時効

関連日から10年間（元金の場合）または5年間（利息の場合）、支払のための呈示がなされない場合は、本社債および利札は無効となる。

8. 債務不履行事由

以下の事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが1つ以上生じ、かつ継続している場合、本社債の所持人は、発行・主支払代理人の所定の事務所において発行会社に対し書面による通知を行うことにより（かかる通知は発行・主支払代理人が受領した日をもって有効となる。）、当該所持人の所有する本社債が期限の利益を喪失し直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本社債はその期限前償還金額にて、償還日までの経過利息（もしあれば）とともに、呈示、要求、抗議またはその他いかなる種類の通知を行うことなく、期限の利益を喪失し直ちに支払われるべきものとなる。

- (a) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む、以下同じ。）またはその一部に関して支払期日の到来した元金または利息の支払について不履行が発生し、かかる不履行が、元金については7日間、利息については14日間継続する場合。
- (b) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債の要項に基づくその他の義務の履行または遵守を怠り、本プログラムに基づいて発行された社債の所持人よりかかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後30日間かかる不履行が継続する場合（ただし、かかる不履行が治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続または通知は要件とならない。）。
- (c) 残存する元本総額が5,000,000米ドル（もしくは他通貨による相当額）以上となる発行会社またはその主要子会社の借入債務（以下に定義される。）が、その条項の不履行により期限前に返済されることとなった場合もしくはその担保が実行される場合、発行会社もしくはその主要子会社が、残存する元本総額が5,000,000米ドル（もしくは他通貨による相当額）以上となる借入債務につき、その満期もしくは適用ある支払猶予期間の満了時において返済を行わない場合（要求払いの借入債務については、要求時もし

くは適用ある支払猶予期間の満了時にかかる借入債務の返済を行わない場合）、または残存する元本総額が5,000,000米ドル（もしくは他通貨による相当額）以上となる第三者の借入債務に関して発行会社もしくはその主要子会社が付与した保証もしくは補償が、期日到来時もしくは請求時に履行されない場合。

- (d) 発行会社またはその主要子会社が清算または解散する旨の、管轄権を有する裁判所による命令が下された場合または決議が可決された場合（ただし、特別決議で事前に承認された条件による組織再編を目的とする場合を除く。）、
- (e) 発行会社もしくはその主要子会社がその業務の全部もしくは重要な部分を停止し、もしくは停止するおそれがある場合（ただし、特別決議で事前に承認された条件による組織再編を目的とする場合を除く。）、または発行会社もしくはその主要子会社がその債務（もしくは債務のいずれかのクラス）の支払につき期日到来時に、これを中止し、もしくは中止するおそれがある場合、支払不能となった場合もしくは支払不能を認める場合、適用ある法律により、もしくは適用ある法律上、支払不能であると判断される場合、もしくは倒産もしくは破産を宣告され、もしくはその状態であるとみなされた場合、
- (f) 発行会社またはその主要子会社の資産または事業の全部または重要な部分について、抵当権者に代わって所有権が取得された場合または管財人が任命された場合、
- (g) 発行会社またはその主要子会社の財産の重要な部分について、差押、強制執行または判決前の差押が実行、執行または提起され、それが30日以内に取下げられない場合、
- (h) 管轄権を有する日本の裁判所が発行会社もしくはその主要子会社について破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含む。）に基づく破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含む。）に基づく会社更生手続、もしくは民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含む。）に基づく民事再生手続を開始した場合、または管轄権を有する日本以外の法域の裁判所が発行会社もしくはその主要子会社について当該法域の適用ある法律に基づいて類似の手続を開始した場合で、当該手続が60日以内に取下げもしくは停止されない場合、
- (i) 管轄権を有する日本の裁判所が発行会社もしくはその主要子会社に対して会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）に基づく解散判決を下した場合、または発行会社もしくはその主要子会社の定時株主総会において発行会社もしくはその子会社の任意解散もしくは清算が決議された場合、

上記(c)項において、

「借入債務」とは、()借入金、()引受もしくは引受条件付信用に基づくもしくはこれに関する債務、または()（公募、私募、取得対価その他によるかを問わず、また全額現金払込による発行であるか、一部現金以外の対価の払込による発行であるかを問わず）募集、発行もしくは販売されたノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券に関する、現在もしくは将来の債務（元本、プレミアム、利息もしくはその他の金額であるかを問わない。）をいう。借入債務が米ドル以外の通貨建てである場合または米ドル以外の通貨で支払われる場合、ロンドンにおける当該不履行

が発生した暦日において発行・主支払代理人が表示する当該通貨の買いに対する米ドル売りの直物相場（または理由の如何を問わず、当日にかかるレートが入手できない場合は、その後入手可能な最も早い日のレート）で米ドルに換算される。

9．本社債券および利札の代り券の発行

本社債券または利札が紛失、盗難、毀損、摩損または破損した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従い、発行・主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。

10．公告

本社債に関するすべての公告は、ロンドンにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞に掲載された場合に有効に行われたものとみなされる。かかる新聞への掲載は、ロンドンのファイナンシャル・タイムズまたはロンドンの他の日刊新聞が予定されている。また、発行会社は、かかる公告が、その時点で本社債が上場する、もしくはその取引が許可されている証券取引所またはその他の関係当局の規則に従った方法で適法に行われることを確保する。当該公告は、最初に掲載された日に行われたものとみなされ、または複数の新聞への掲載が要求される場合は、要求されるすべての新聞に掲載された最初の日に行われたものとみなされる。

確定社債券が発行される時までは、本社債を表章する包括社債券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、かかる新聞への掲載に代えて、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債の所持人に対して連絡するよう関連する通知を交付することができ、加えて、本社債が証券取引所に上場し、または他の関係当局によりその取引が許可されており、かつ当該証券取引所または関係当局の規則で要求される限り、当該通知はこれらの規則で要求される場所において一般に発行されている日刊新聞に掲載される。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日に本社債の所持人に対して行われたものとみなされる。

いずれの本社債権者による通知も、書面によるものとし、（確定社債券による本社債の場合には）関連する本社債券とともに、発行・主支払代理人に提出することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債の所持人による通知は、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクを通じて発行・主支払代理人に対し、発行・主支払代理人およびユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクが当該目的のために承認する方法によって行われるものとする。

11. 社債権者集会、変更、放棄および交替

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社が招集することができ、本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により書面により要求があったときは発行会社がこれを招集する。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては保有または代表する本社債の額面金額を問わず、本社債権者本人またはこれを代表する1名以上の者とする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元金額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては本社債の未償還額面総額の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。

発行・主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

（a）本社債権者の利益を侵害しない本社債、利札または代理人契約の変更（ただし、上記のような定足数の増加を要する事項に関する変更を除く。）。

（b）形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を訂正するために行う、または法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、上記「10. 公告」に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同様の要項またはすべての点（利息の最初の支払額および支払日を除く。）において同一の社債を設定し追加発行することができ、かかる追加発行された社債は、未償還の本社債と統合され、単一のシリーズを構成するものとする。

13. 1999年契約（第三者の権利）法

1999年契約（第三者の権利）法に基づく本社債の要項を執行するためのいかなる権利も持っ者はいないが、これは同法とは別に存在し、または行使可能ないかなる者の権利または救済にも影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(1) 準拠法

代理人契約、約款、本社債、利札ならびに代理人契約、約款、本社債および利札より、またはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(2) 管轄裁判所

発行会社は、本社債権者および利札所持人の利益のため、本社債および/もしくは利札より、またはこれらに関連して生じるいかなる紛争（本社債および/もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）の解決にも英国の裁判所が独占的な管轄権を有することに取消不能の形で合意し、したがって、英国の裁判所の独占的な管轄権に服従する。

発行会社は、英国の裁判所に対する、裁判所が不便または不適切な法廷地であるとの理由による異議申立の一切を放棄する。本社債権者および利札所持人は、他の管轄権を有する裁判所において、発行会社に対する本社債および利札より、またはこれらに関連して生じるすべての訴訟または手続（本社債および利札より、またはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する訴訟または手続を含む。）（以下「訴訟手続」と総称する。）ならびに複数の管轄における同時の訴訟手続を提起することができる。

(3) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、ロンドン市 EC2V 5DE、ベイシングホール・ストリート40、シティ・タワー（City Tower, 40 Basinghall Street, London EC2V 5DE）に登録事務所を有する東海東京証券ヨーロッパ（Tokai Tokyo Securities Europe Limited）を任命し、また東海東京証券ヨーロッパが発行・支払代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は無記名式であり、当初は包括仮社債券（以下「包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、包括仮社債券はユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付される。

本社債が包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元金、利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人ではなく、また米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、合衆国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）同様

の証明書を発行・主支払代理人に対して交付している場合に限り、（包括仮社債券の呈示に対して）行われる。

包括仮社債券が発行された後40日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その包括仮社債券の持分は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、上記の持分の実質的所有権の証明書が未だ交付されていない場合には、かかる証明書の交付と引換えに、恒久包括社債券（以下「恒久包括社債券」という。）における持分と（無償にて）交換することができる。

恒久包括社債券に対する元金、利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく（恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対して）ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、利札を付して、確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは（ ）債務不履行事由が発生し継続している場合、（ ）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する14日間以上営業を行っていない（法定もしくはその他の休日による場合を除く。）、もしくは事業を永久に停止する意図を公表し、もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または（ ）発行会社が恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合をいう。発行会社は、交換事由が発生した場合は上記「10. 公告」に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該恒久包括社債券における持分の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、発行・主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記（ ）に記載する交換事由の発生の場合、発行会社もまた、発行・主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、発行・主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から45日以内に行われるものとする。

16. 様式、券面額および権原

本社債は、無記名式であり、確定社債券の場合には連続番号が付され、額面金額は100万円である。確定社債券は、利札が付されて発行される。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡により移転する。発行会社および支払代理人は（法律上他の方法を要求される場合を除き）、いかなる本社債券または利札の所持人をも（支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権の通知もしくは記載または以前の本社債券の損失もしくは盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者とみなし、取り扱うことができる。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明

書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および支払代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元金または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元金または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの支払代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。「本社債権者」および「本社債の所持人」の表現ならびに関連する表現は上記に従って解釈されるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、差し当たりはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの規則および手続に従ってのみ移転することができる。

課税上の取扱い

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は普通社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が普通社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が、対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について新たな解釈をし、その結果本社債に対して投資したものの課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（国税と地方税の合計）の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除し

て計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。また、内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還金額（本社債の償還が発行会社以外の者の発行する株式によってなされる場合、償還の日における当該株式の終値に交付される株式数を乗じて計算される金額、その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを含む。）が取得価額を超える場合の償還差益の所得税法上の取扱いが明確ではないが、日本国の居住者の場合は、当該償還差益は雑所得として取扱われ、総合課税の対象になると考えられる。個人の総合課税の税率は超過累進税率であり、現行法令上の最高税率は50.84%（国税と地方税の合計）である。内国法人の場合（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。）は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本社債の償還が発行会社以外の者の発行する株式によってなされる場合で、上記償還金額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。）は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

なお、本社債の償還が発行会社以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達37の10 - 9の3により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

対象株式の株価の過去の推移

下記の表は、2012年4月から2013年3月までの各月の対象会社の本取引所における株価の最高値と最安値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で対象会社の株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、これらの対象会社の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない、過去の下記の期間において対象会社の株価が下記のように変動したことによって、対象会社の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない、

< 新日鐵住金株式会社の株価過去推移 >

株価（単位：円、2012年4月から2013年3月までの月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2012年4月	230	198	2012年10月	180	153
2012年5月	199	170	2012年11月	199	166
2012年6月	183	160	2012年12月	216	182
2012年7月	182	143	2013年1月	255	210

2012年 8 月	179	149	2013年 2 月	281	241
2012年 9 月	177	144	2013年 3 月	255	246

（注）ただし、2013年 3 月は 3 月 6 日まで、2013年 3 月 6 日の本取引所における対象株式の終値は、247円であった。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称およびロゴならびに売出人の名称を記載します。また、目論見書の表紙裏に以下の記述を記載します。

「1. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス 2016年3月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（新日鐵住金）（以下「本社債」という。）の2013年9月24日以降の利払期日における利息の支払および2013年9月24日以降の利払期日における期限前償還は、新日鐵住金株式会社の株式の価格の変動により決定され、また、本社債の償還は新日鐵住金株式会社の株式の価格の変動により、現物決済額および残余現金額の交付をもって行われることがありますので、本社債は新日鐵住金株式会社の株式の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、1. 利息」および「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照ください。

なお、新日鐵住金株式会社につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報、第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

2. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。

3. 利益相反に関する開示につきまして、本社債は東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が発行し、東海東京証券ヨーロッパがその総額を引受け、東海東京証券ヨーロッパから東海東京証券株式会社が購入して売出しを行うものです。

本社債の投資の参考情報について

本社債の価格情報につきましては、売出人までお問い合わせください。」

また、本「第一部 証券情報」の主要内容の要約および利率、期限前償還、満期償還額等についてのイメージ図ならびに本社債の想定損失額についての説明を「目論見書の概要」として目論見書の冒頭に記載します。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期 第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期 第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期 第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月27日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年9月7日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 本店
（東京都中央区日本橋三丁目6番2号）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【保証会社等の情報】

第1 保証会社情報

該当事項はありません。

第2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

新日鐵住金株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(2) 理由

本社債の償還は、上記「第一部 証券情報、第2 売出要項 3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に記載の条件に従い、一定の場合当該会社の普通株式の受渡によりなされる。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所または登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成25年2月14日現在)		
	普通株式	9,503,214,022株	東京、大阪、名古屋 福岡、札幌、各証券取引所	完全議決権株式 単元株式数は 1,000株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

以下の書類は、平成24年9月30日までは新日本製鐵株式會社について、平成24年10月1日以降は新日鐵住金株式会社について、それぞれ記載している。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第87期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

事業年度 第88期第 1 四半期（自平成24年 4 月 1 日 至平成24年 6 月30日） 平成24年 8 月 6 日関東財務局長
に提出

四半期報告書又は半期報告書

事業年度 第88期第 2 四半期（自平成24年 7 月 1 日 至平成24年 9 月30日） 平成24年11月14日関東財務局長
に提出

四半期報告書又は半期報告書

事業年度 第88期第 3 四半期（自平成24年10月 1 日 至平成24年12月31日） 平成25年 2 月14日関東財務局長
に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 3 月 8 日）までに、金融商品取引法第24
条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を
平成24年 6 月27日に関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 3 月 8 日）までに、金融商品取引法第24
条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号の規定に基づく臨時
報告書を平成24年 7 月 3 日に関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 3 月 8 日）までに、金融商品取引法第24
条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号の規定に基づく臨時
報告書を平成24年 8 月31日に関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 3 月 8 日）までに、金融商品取引法第24
条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号の規定に基づく臨時
報告書を平成24年 9 月 5 日に関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月1日に関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月1日に関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月1日に関東財務局長に提出

訂正報告書

訂正報告書（上記の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

訂正報告書

訂正報告書（上記の四半期報告書の訂正報告書）を平成24年9月5日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社大阪証券取引所

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

証券会員制法人福岡証券取引所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

証券会員制法人札幌証券取引所

札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1

第3 指数等の情報

該当事項はありません。